

事業系ごみの取り扱い

事務所や店舗等の事業所から排出されるごみは、事業系ごみですので、家庭系一般廃棄物指定収集袋では排出することができません。※住宅兼事業所の住宅部分のごみを除く

事業所は、青梅市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。

▽粗大ごみおよび産業廃棄物は、市では収集できませんので、廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

▽燃やすごみ・燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみは、1回の搬出量が指定収集袋の大袋3袋以内(小袋は6袋以内)の事業所は、事業系一般廃棄物指定収集袋を用いて排出することができません。大袋4袋以上となる

◆事業系ごみの処理方法

▽資源ごみ(新聞、雑誌、雑紙、ダンボール、びん、カン、ペットボトル等)は貴重な資源になりますので、資源物処理業者に依頼する等、リサイクルにご協力をお願いします。

▽水分を多く含む生ごみ類

親と子の交通安全教室

人形劇や腹話術による交通安全教室を行います。親子で楽しく交通ルールやマナーを学びましょう!

日時 11月27日(月) 午前10時30分〜11時10分

会場 子育て支援センター「はくはく」

対象 未就学児の親子

講師 青梅警察署員、青梅交通安全協会指導員

費用無料



夜間無料法律相談会

夜間無料法律相談会を開催します。

日時 12月7日(木) 午後5時〜8時

会場 市役所2階202会議室

定員 先着5人(予約制)

※1人30分

費用無料

共催 日本司法支援センター 東京地方事務所 東京三弁護士会多摩支部

申し込み 11月28日から電話で市民安全課市民相談係へ

を大袋(45リットル)で排出する場合は、重量により袋が破けてごみが散乱するおそれがありますので、十分に水切りを行ってください。水切りが難しい場合は、小袋に分けて排出してください。

※市では、事業所から排出された一般廃棄物収集運搬業者により西多摩衛生組合に持ち込まれる事業系ごみが、適正に分別されているかどうかの調査を実施しています。不適正物が混入している場合は、持ち帰っていただきますので、分別の徹底をお願いします。

お問い合わせ 清掃リサイクル課 清掃係

河辺駅北口の市指定喫煙場所にパーテーションを設置しました

市では、10月に、河辺駅北口の環境美化推進重点地区および路上喫煙禁止地区内の市指定喫煙場所にパーテーションを設置しました。

河辺駅北口の路上喫煙禁止地区内で喫煙をする際は、パーテーションの内側でお願います。

お問い合わせ 環境政策課 理係



パーテーションの設置状況

深夜急行バスの運賃改定

深夜急行バス(新橋・銀座・東京・新宿・押島・福生・河辺線)の運賃が改定されます。

運行日 月・金曜日の深夜出発

※土・日曜日、祝日、年末年始(12月30日〜1月4日)は運休

発着時刻 JR新橋駅 午前0時00分発 銀座 午前0時10分発 東京 午前0時15分発 新宿 午前0時25分発 西口 午前0時55分発 小作駅 東口 午前2時10分着 河辺駅北口 午前2時15分着

自治会活動紹介コーナー 28 安全・安心なまちづくりのために!!

青梅市自治会連合会第4支会長 高野公男

第4支会では、平成18年度に「地域住民の安全確保および青少年の健全育成を図り、併せて、防犯、防災、交通安全等に対する意識の高揚を期し、安全で安心な住みよい地域の実現を目指すこと」を目的として、各自治会、警察、消防、学校等関係機関のご理解とご協力をいただき、「第4支会地域の安全をまもる会」を発足しました。

以後、畑中、和田町、下郷(梅郷1・2丁目)、中郷(梅郷3・5丁目)、

各連自治会は、巡回パトロールを、毎年度それぞれ300日〜350日、延べ9千人(単年度の延参加人数)を超える皆さんのご協力により実施し、安全で安心なまちづくりの実現に努めてきました。

また、「防犯講演会」の開催や「防犯用のぼり旗」の設置を推進し、防



防犯講演会

振り込め詐欺等にご注意ください

振り込め詐欺などの被害は、3人の電話に出ないで被害ゼロ、金融機関職員による詐欺被害の未然防止

▽17件 4千900万円

▽16件 2千373万円

なお、28年中の被害発生状況は10件・9千855万円でした。

詐欺被害増加中!

9月以降、青梅警察署管内では立て続けに4件の詐欺被害が発生しました。皆さんにはこのような連絡がきていませんか?

▽実在する会社から「有料サイトの利用料金が未納なので法的手続きに入る」とメールが届いた。

▽警察官から「あなたの口座が悪用されている。キャッシュカードを受け取りに向かう」と電話がきた。

被害に遭わないためには、☆警察からの電話でもすぐに信用せず、係氏名・連絡先等を尋ねて実際に確認を!



☆電話がかかっても慌てず、お金やカードを渡さない!

☆不審な電話がきたら、まず警察・家族の両方に相談を!

お問い合わせ 市民安全課 市民安全係 警察防犯係 22・0110

市では、振り込め詐欺対策として、「自動通話録音機」を無料で貸し出しています。

お問い合わせ 市民安全課 市民安全係

「毎月必ず50万円もらえる」話を信じたら...

消費者相談室から276

《相談事例》

副業サイトで「簡単に収入が増える」という広告を見て、メールアドレスを登録した。その後、「月50万円を必ず分配する仕組みがある。入会すれば簡単に、必ず大金が入る」というメールや動画が届き、「今から10分以内に入会した人だけにもらえる情報をお金で販売する」という情報を販売する」とあったので急いで申し込み、10万円を支払ったところ、情報商材(PDFファイル)が届いた。ダウンロードしたが、内容は書店でも入手できる情報で、月50万円の分配金をもらえるようになるには、さらに40万

円のソフトを購入する必要がありと言われた。当初の話と違うので解約しようと思いき、事業者に電話したが誰も出ず、メールをしても返信がない。事業者のサイトには「解約や返金には応じない」と書かれている。

○アドバイス

インターネットで販売されているお金のもうけ方等に関する情報を「情報商材」と呼びます。情報商材の広告は「誰でも簡単に」「絶対もうかる」と等と強調していることが多く、手早く稼ぎたいという消費者心理につけこみます。しかし、実際は、その情報を得るために高

額な支払いが必要だった等、当初の話と違ったりという相談が多く寄せられています。簡単に短時間で大金を稼げる「おいしい話」はありません。契約する前に冷静に考えましょう。

インターネット上の契約は「通信販売」に該当し、事業者は、名称・氏名・住所・電話番号・契約条件等の情報を表示する義務がありますので、必ず事業者の表示内容を確認しましょう。住所や電話番号が省略されていたり、広告では「絶対もうかる」と断言していたのに「必ずしも利益や効果を保証していない」などと違うことが記載されているいたら要注意です。

このような情報商材は

いったん契約すると、事業者と連絡が取りにくくなることも多く、連絡がついても「すでに商品がPDFで提供済み」などと言われて、解約・返金が困難な場合もあります。インターネット上で簡単に購入申し込みができるからといって、安易に契約してはいけません。また、もうけたお金で返済すればよいと考え、消費者金融等で借金を購入してしまうと、結局借金だけが残るので絶対にやめましょう。

困った時は、すぐに消費者相談室へご相談ください。

※東京都消費生活総合センター 東京くらしWEBをもとに作成

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係